合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十三頁（号外第一七七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十九頁（号外第一六四号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号住友不動産九段ビル一二階

（甲）アンドファーマ株式会社

代表取締役　岩本　紳吾

東京都新宿区下宮比町一番四号

（乙）株式会社ジェイ・ケイ・アイ

代表取締役　神永　信吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千五百万円減少し、二億五千一百二十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年四月二十八日であり、社員総会の決議は、令和八年三月二十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年二月十九日付官報の号外第三十五号一一二頁に掲載されています。

令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

岡山空港南開発特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十九頁（号外第十一号）

令和八年三月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百二十一万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000842/f2r6/

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＴＭＰ　ＳＭ１特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四六億二八一一万七九一七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和八年三月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―八〇七号

西淀川物流特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億五千二百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第六十二号）

令和八年三月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

尼崎２プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmn.jp/koukoku/kobe_logistics_tmk/

令和八年三月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

神戸ロジスティクス特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十一日付官報の号外第八十二号五十五頁に掲載されています。

令和八年三月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・フォー

特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00036

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00037

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ファイブ

特定目的会社　取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00040

令和八年三月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・エイト特定目的会社　取締役　中村　武

訂正公告

令和八年三月十七日掲載の大阪地方裁判所に係る令和七年（チ）第五十九号所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告（申立人[illegible]）の公告中、（別紙）物件目録の所在に「大阪市住吉区[illegible]」とあるのは「大阪市住吉区[illegible]」とあります。

訂正公告

令和八年三月十九日掲載（号外第六十号）の株式会社エヌタスに係る第八期決算公告中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月二十七日

長崎県長崎市新地町三番一七号

株式会社エヌタス

代表取締役　濵本　剛一